

秋田県 I C T 活用モデル工事（河川浚渫）実施要領（実施編）

1. I C T 活用モデル工事（河川浚渫）

1-1 概要

I C T 活用モデル工事（河川浚渫）とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 I C T 活用工事における河川浚渫

次の①～⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用施工というほか、I C T 活用施工（河川浚渫）を「I C T 河川浚渫」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-3 適用範囲

この実施要領（実施編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

1-4 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用モデル工事とする。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量（※）

（※）従来の管理断面において T S を用いて測定し、計測点同士を T I N で結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

1-4 ①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

1-4 ②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理

1-4 ③による工事の施工管理において、下記1)～3)から選択（複数以上可）して出来形管理を実施する。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-4④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表-1. ICT施工技術と適用工種（その1）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船		
3次元起工測量 ／3次元出来形管理 等施工管理	音響測深機器を用いた起工測量 ／出来形管理技術（河川浚渫工）	測量 出来形計測 出来形管理	—	—	—	○	①、②	浚渫
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	—	—	○	①、③	浚渫
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	—	—	○	—	

【関連要領等一覧】	①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編
	②	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	③	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）

【凡例】○：適用可能 —：適用外

1-5 ICT活用モデル工事の対象工事

ICT活用モデル工事の対象下記（1）～（3）に該当する建設工事とする。

（1）対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、設計書の工事工種体系における下記の工種及び種別とする。

1）浚渫工（バックホウ浚渫船）

・浚渫船運転工

（2）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）対象規模

ICT活用モデル工事（河川浚渫工）の対象規模は、1-5（1）対象工種を条件とし、数量は規定しない。

2. ICT活用モデル工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用モデル工事の発注は、下記の（1）～（2）によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（1）発注者指定型

秋田県ICT活用モデル工事実施要綱第3条（1）に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

(2) 受注者希望型

秋田県 I C T 活用モデル工事実施要綱第 3 条 (2) に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

3. I C T 活用モデル工事実施の推進のための措置

3-1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4. I C T 活用モデル工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T 活用施工を導入し、I C T 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領 (表 1 【要領一覧】) に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) I C T 活用モデル工事の導入初期段階においては、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、I C T 活用モデル工事に必要な 3 次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3 次元設計データに 3 次元測量データ (グラウンドデータ) を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する 3 次元設計データと 3 次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書 (秋田県) 及び別「秋田県 I C T 活用モデル工事 (河川浚渫) 実施要領 (積算編)」に基づく積算を実施するものとする。受注者が、河川浚渫工に関する I C T 活用の実施内容を施工計画書として発注者に提出・協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、I C T 活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記 1) に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

1) 秋田県 I C T 活用モデル工事 (河川浚渫) 実施要領 (積算編)

なお、I C T 活用について協議を行う際には、「1-2 ①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

現行基準による設計ストック等により I C T 活用モデル工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により I C T活用施工を実施する場合、I C T活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記 1）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

1) 秋田県 I C T活用モデル工事（河川浚渫）実施要領（積算編）

なお、I C T活用について協議を行う際には、「1－2①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

上記のほか、現行基準による 2 次元の設計ストック等により I C T活用モデル工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

附 則(令和2年9月8日技管－296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管－330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日技管－548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管－449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管－411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。